

井原市公共施設個別施設計画

令和6年1月（策定）

目次

第1章 公共施設個別施設計画について	1
1. 計画策定の背景と目的	1
2. 計画の位置付け	1
3. 対象施設	2
4. 計画期間	2
第2章 公共施設個別施設計画の考え方	3
1. 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な考え方	3
2. 公共施設の用途別の基本方針と実施方針	6
3. 施設ごとの今後の対応方針	11
4. 取組により見込まれる効果	11
第3章 公共施設個別施設計画の推進に向けて	13
1. 推進体制	13
2. 計画のフォローアップ	13
資料 施設ごとの今後の対応方針	14
資料 施設ごとの年度別の対策内容と対策費用	39

第 1 章 公共施設個別施設計画について

1. 計画策定の背景と目的

全国的に、昭和 40 年代から 50 年代の高度成長期に建設された公共施設が一斉に更新時期を迎え、自治体の財政を圧迫することが懸念されています。国においては、インフラの戦略的な維持管理・更新等を推進するため平成 25 年に「インフラ長寿命化基本計画」を策定し、さらに、平成 26 年に公共施設やインフラの総合的かつ計画的な管理を行うため、各地方公共団体に「公共施設等総合管理計画」の策定を要請しました。

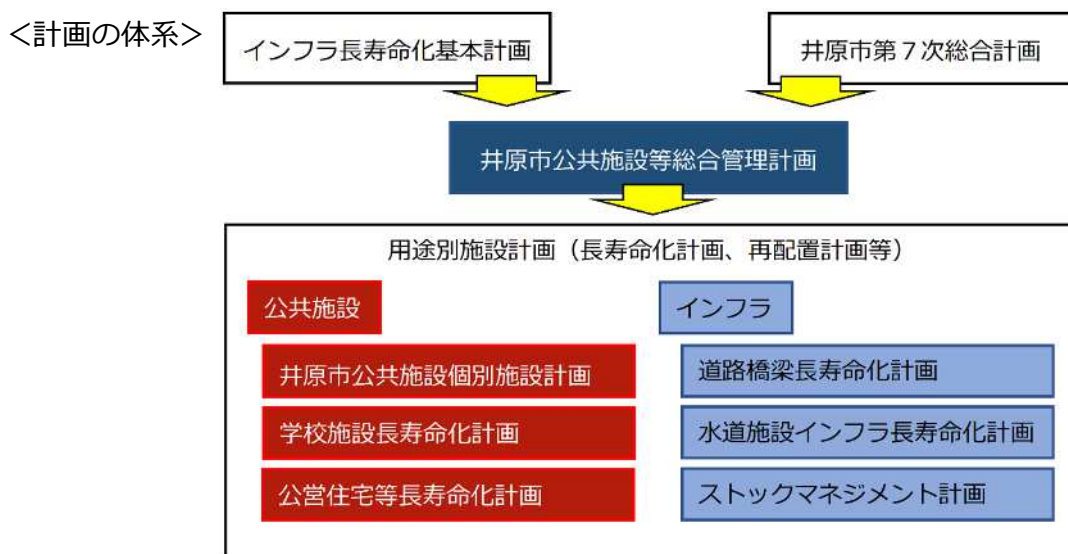
これを受け、本市では平成 29 年 3 月に「井原市公共施設等総合管理計画（以下、「総合管理計画」という。）」を策定し、公共施設等を用途別に分類し、総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針・考え方を定め、「総合管理計画」の推進を図ってきました。

「井原市公共施設個別施設計画（以下、「本計画」という。）」は、国の求めに応じ策定するものであるとともに、「総合管理計画」で定めた公共施設の全体方針を基本とし、個別施設ごとに具体的な対応方針を定め、建物の安全確保のための管理や長寿命化、財政負担の軽減・平準化により、持続可能な行財政運営につなげていくものです。

2. 計画の位置付け

「総合管理計画」は、本市の公共施設等をマネジメントする上での基本方針を定め、今後、施設を所管する部署が各々の「用途別施設計画」の策定、改訂及び推進する上での基本的な方向を示しています。

本計画は、国の「インフラ長寿命化基本計画」に基づき、「総合管理計画」の下位計画として、公共施設ごとの具体的な取組方針を定める実施計画として位置付けられます。



- 公共施設：庁舎や学校など市が保有している公共の建築物（ハコモノ施設）。
- インフラ：一般的に生活や産業の基盤として整備される施設としてのインフラのうち、道路、橋りょう、上水道及び下水道のこと。
- 長寿命化：老朽化している施設を計画的に保全し供用可能期間を延ばすこと。
- 公共施設等：市が保有している公共の建築物にインフラ資産（道路、橋りょう、上・下水道の建築物を除く施設）を加えた公共施設。

3. 対象施設

本計画が対象とする施設は、「総合管理計画」に定める公共施設（建物）を対象とし、インフラ資産（道路、橋りょう、上・下水道の建築物）を除きます。また、各施設の種類は、「総合管理計画」の用途別基本方針に基づきます。

なお、次の施設は、本計画の対象施設から除外します。

- ・「総合管理計画」における施設の種類が「学校教育系施設」、「子育て支援施設」、「公営住宅」、「上水道系施設」、「下水道系施設」のうち、策定済みの長寿命化計画等の対象施設となっている施設
- ・「総合管理計画」における施設の種類が「公園（トイレ棟等）」、「その他施設」の普通財産

用途別の区分	対象施設（例）
市民文化系施設	アクティブライフ井原、各地区の公民館・コミュニティハウス など
社会教育系施設	井原図書館、芳井歴史民俗資料館、美星天文台 など
スポーツ・レクリエーション系施設	陸上競技場、井原体育館、芳井運動場、中世夢が原 など
産業系施設	地場産業振興センター、ごんぼう村手作り体験道場、美星花木センター など
学校教育系施設	青少年育成センター、学校給食（芳井、美星）調理場 など ※「学校施設長寿命化計画」の対象施設は、本計画の対象外
子育て支援施設	児童会館、放課後児童クラブ など ※「学校施設長寿命化計画」の対象施設は、本計画の対象外
保健・福祉施設	サンサン交流館、健康増進福祉施設（ASUWA）、美星老人憩の家 など
行政系施設	市役所本庁舎、芳井支所、美星支所、消防団機庫、水防倉庫 など
供給施設施設	一般廃棄物埋立処分場
病院施設	井原市民病院、井原市民病院公舎
医療施設	明治診療所、共和診療所、美星国保診療所
その他施設	井原駅、星田揚水機場 など ※普通財産は、本計画の対象外

4. 計画期間

本計画の計画期間は、令和 5（2023）年度から令和 14（2032）年度までの 10 年間とします。また、維持・更新に係る中長期的な経費見込みとして、今後 24 年間の試算を行います。

なお、この期間内でも財政状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行うものとします。

第2章 公共施設個別施設計画の考え方

1. 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な考え方

「用途別施設計画」の上位計画となる「総合管理計画」では、今後の公共施設に関する基本方針について、サービス水準の維持に努めつつ、行政コストの抑制、総延床面積の削減などを掲げ、公共施設の総合的かつ計画的な管理の基本的な考え方として、次のとおり方針を示しています。

(1) 点検・診断等の実施方針

①公共施設に関する実施方針

施設を日々適切に利用していくために、施設の安全性、耐久性、適法性、不具合度等に留意します。また、日常・臨時・法定点検を実施し、それらの点検・診断の結果・記録や修繕履歴はデータベース化し、維持管理・修繕・更新等の老朽化対策に活用します。

施設の点検・診断結果、問題点等については、施設管理課と建築担当課が情報共有し、適宜必要な技術的なサポートを行うことで、適切に施設が保全されるようにします。

②インフラ資産に関する実施方針

道路・橋りょう・水道・下水道などのそれぞれの分野において個別の長寿命化計画等を策定し、それらの計画に基づいた適切な点検・診断を行います。

(2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針

(1)の点検結果により、劣化を予測し、事前に対策をとる予防保全の考え方を取り入れ、ライフサイクルコストの縮減に努めるとともに、維持管理コストの平準化を図ります。

施設の重要度や劣化状況に応じて長期的な視点から優先度を判断し、計画的に大規模改修や更新を行います。

(3) 安全確保の実施方針

日常点検・定期点検において安全面での危険性が発見された場合は、利用の制限等の当面の安全確保に加え、必要な修繕を実施して安全性の確保を図ります。

(4) 耐震化の実施方針

施設利用状況や老朽化の度合い、あわせて全体的な財政状況等を勘案しながら耐震化を推進し、更なる安全性の確保を図ります。

また、道路・橋りょう・上下水道などのインフラ資産についても耐震化を進めます。

■ライフサイクルコスト：建物のライフサイクル全体にわたって発生する費用のこと。建設費から、光熱水費、点検・保守などの維持管理費用、更新費用、解体処分費や税金・保険費用まで含んでいる。

(5) 長寿命化の実施方針

施設の必要性を踏まえながら、定期的な点検や修繕による予防保全に努め、計画的な機能改善による長寿命化を推進します。

また、特に橋りょうや上下水道などのインフラ資産に関しては効果が大きく、ライフサイクルコストが縮減され、将来に必要な修繕・更新費の削減にもつながるため、積極的に長寿命化を図ります。

(6) 統合や廃止の推進方針

人口の減少、厳しい財政状況を考えると、現在ある公共施設等を全て保有し続けることは非常に困難であり、以下の方針に沿って、統合・廃止や配置の最適化を推進します。

【推進方針】

- 利用頻度が低い施設は、設置目的と市民ニーズのギャップ、他の施設との機能重複、耐用年数、維持費等の観点からあり方を見直し、必要性が低い施設は、統合・廃止します。
- 施設の更新にあたり統廃合・複合化・多機能化を積極的に推進し、原則として単独新規の施設整備を抑制します。
- 人口動態、人口構成の変化、行政サービスの需要量を想定し、市全体として効果的・効率的な機能を実現する施設配置を検討し、施設の適正配置（再配置）を推進します。
- 公共施設の再編にあたっては、市民への情報提供を行い、合意形成を図りながら統合・廃止・再配置等を推進します。
- 統合・用途廃止などにより不要となった施設は、適切に除却します。
- インフラ資産はライフラインであるとともに、特に下水道施設等は面的整備を推進中であり、総量削減は現実的でないため、積極的な長寿命化・効率化を実施し、コスト縮減に努めます。

● 施設の統廃合・複合化・多機能化による総量抑制・削減の推進

施設の統廃合・複合化・多機能化にあたっては、次のような観点に立って総量抑制・削減を推進します。

区 分	方 向 性
1) 同一機能の統廃合	<ul style="list-style-type: none"> ■ 同じ用途で同一機能を持つ複数の施設について、施設の立地状況、利用状況や老朽化の状況を踏まえながら一つの施設に集約します。 ■ 統合する場合は、ホール、集会室、会議室、和室、多目的室などの同種の類似機能を集約し、コンパクト化を図ります。
2) 異なる用途との複合化	<ul style="list-style-type: none"> ■ 余剰スペースの一部転用や建替え（合築）により、複数の機能を一つの建物に併設することで施設の有効活用を図ります。 ■ 複合化する場合は、ホール、集会室、会議室、和室、多目的室などの同種の類似機能を集約し、コンパクト化を図ります。
3) 異なる用途での多機能化	<ul style="list-style-type: none"> ■ 共用スペースで複数目的の行政サービスを提供する、あるいは多世代が交流するなど空間的な多目的化・多機能化を図ります。 ■ 曜日や時間帯等を区切りながら複数目的の用途に使用するなど時間的な多目的化・多機能化を検討します。

■ 統廃合：複数施設の統合や用途廃止すること。

●施設の地域特性に応じた適正配置（再配置）の推進

公共施設の統合・廃止や配置の最適化にあたっては、施設の性格や利用者層、役割などから次のような利用圏域別区分により利用圏域を設定し、施設のあり方を検討しながら適正配置（再配置）を推進します。

区分	施設分類	方向性	施設例
広域施設	文化・スポーツ・観光等の交流拠点機能を有し、利用が市内にとどまらない施設	■用途ごとに市域に一つの設置を基本とします。	美星天文台 平櫛田中美術館
市域施設	市域全体での利用を基本単位とし、各用途における業務・活動拠点の中心として位置づけられる施設	■用途ごとに市域に1～2か所程度の設置を基本とし、単体での設置及び地域施設の機能を含めた複合化を進めます。	市民会館 地場産業振興センター
地域施設	小中学校区などの地域での利用を基本単位とし、主に地域住民や周辺住民が利用する施設	■用途を問わず、物理的な統合の可能性や利便性、機能面等から複合化による施設運営を進めます。	13 地区公民館
コミュニティ圏域施設	単独又は少数の自治連合会・自治公民館エリアでの利用を基本単位とする施設	■地域施設との配置も含め必要性を検証し、身近な住民利用や行政による事業の実施場所としても利用します。 ■地域住民の利用が中心の施設については、行政による一定の運営支援のもと、地元による維持管理を基本として運営します。	コミュニティハウス 自治公民館

2. 公共施設の用途別の基本方針と実施方針

「総合管理計画」では、計画を推進していくための基本方針を公共施設の用途別に設定しています。本計画では、この基本方針に沿うとともに、施設ごとのハード・ソフト的視点による施設評価類型を踏まえ、施設ごとの今後の対応方針を判断する基準として、次のとおり用途別にその実施方針を設定します。

「1」市民文化系施設

基本方針【総合管理計画に記載】

- ① 日常・定期的な点検を実施し、予防保全の考え方に基づき適時適切な維持管理及び修繕に努めます。
- ② 施設の更新時には、ゼロベースで必要性を見直します。
- ③ 保有していくことが必要と判断された施設については、利用状況・用途・老朽化等を考慮して、統廃合・複合化・多機能化を推進します。
- ④ 統廃合・複合化を行う場合は、ホール、集会室、会議室、和室、多目的室などの同種の類似機能を集約し、コンパクト化を図ります。
- ⑤ 利用状況、コスト、提供するサービスを分析・整理し、施設サービスの見直しや施設使用料の適正化を図ります。

実施方針

- ❶ 地区公民館については、地域活動の拠点施設となっていることから、すべて存続とします。ただし、建替や大規模な改修をする際は、用途を問わず物理的な統合の可能性や利便性、機能面等から原則、複合化による施設運営を進めます。
- ❷ 芳井公民館の分館については、芳井地区独自の仕組みであることから、更新や大規模改修は行わず、現状使用とします。
- ❸ 集会施設などの地域との関わりが強い施設は地元自治会等への譲渡を進めます。
- ❹ 市民会館やアクティブライフ井原、芳井生涯学習センターなどの類似施設は、市域施設と位置づけるため、集約を検討します。市民ニーズが高く利用の多い施設は、建物や設備の計画的な修繕・更新を実施しながら、長寿命化に努めます。

「2」社会教育系施設

基本方針【総合管理計画に記載】

- ① 日常・定期的な点検を実施し、予防保全の考え方に基づき適時適切な維持管理及び修繕に努めます。
- ② 施設の更新時には、ゼロベースで必要性を見直します。
- ③ 保有していくことが必要と判断された施設については、利用状況・用途・老朽化等を考慮して、統廃合・複合化・多機能化を推進します。
- ④ 統廃合・複合化を行う場合は、ホール、集会室、会議室、和室、多目的室などの同種の類似機能を集約し、コンパクト化を図ります。
- ⑤ 利用状況、コスト、提供するサービスを分析・整理し、施設サービスの見直しや施設使用料の適正化を図ります。

実施方針

- ① 美術館、天文台などの広域施設については、市民の教育と文化の発展に必要な施設であり、機能維持のための修繕を実施しながら適正な維持管理を図ります。
- ② 図書館や歴史民俗資料館などの市域施設は、類似施設等とのあり方を検討し、集約化に努めます。

≪ 3 ≫スポーツ・レクリエーション系施設

基本方針【総合管理計画に記載】

- ① 日常・定期的な点検を実施し、予防保全の考え方に基づき適時適切な維持管理及び修繕に努めます。
- ② 施設の更新時には、ゼロベースで必要性を見直します。
- ③ 保有していくことが必要と判断された施設については、利用状況・用途・老朽化等を考慮して、統廃合・複合化・多機能化を推進します。
- ④ 利用状況、コスト、提供するサービスを分析・整理し、施設サービスの見直しや施設使用料の適正化を図ります。

実施方針

- ① スポーツ施設については、陸上競技場と井原体育館を除くすべての施設を市域施設として位置づけ、機能（野球場、体育館、プール等）ごとの施設配置を検討し、統廃合、集約化を推進します。
- ② 観光施設については、今後の観光行政の方向性を見通し、利用状況等も勘案し、維持管理していく施設を選択するとともに、施設を有効に利用できる民間等への譲渡を進めます。

≪ 4 ≫産業系施設

基本方針【総合管理計画に記載】

- ① 日常・定期的な点検を実施し、予防保全の考え方に基づき適時適切な維持管理及び修繕に努めます。
- ② 施設の更新時には、ゼロベースで必要性を見直します。
- ③ 保有していくことが必要と判断された施設については、利用状況・用途・老朽化等を考慮して、統廃合・複合化・多機能化を推進します。
- ④ 統廃合・複合化を行う場合は、ホール、集会室、会議室、和室、多目的室などの同種の類似機能を集約し、コンパクト化を図ります。
- ⑤ 利用状況、コスト、提供するサービスを分析・整理し、施設サービスの見直しや施設使用料の適正化を図ります。

実施方針

- ① 老朽化が進展していても産業振興の拠点施設については、計画的に修繕を行うなど、建物の長期利用に努めるが、利用者が少ない施設は廃止します。
- ② 花木センターや堆肥センターは、施設の設置目的から、施設を有効に利用できる民間等へ譲渡します。

「5」学校教育系施設

基本方針【総合管理計画に記載】
<ul style="list-style-type: none"> ① 日常・定期的な点検を実施し、予防保全の考え方に基づき適時適切な維持管理及び修繕に努めます。 ② 単に児童・生徒数の減少に応じた統廃合を実施するのではなく、既存施設を活用して他の施設の機能を併設するなど、複合化・多機能化を推進します。
実施方針
<ul style="list-style-type: none"> ① 小・中学校、市立高校については、「井原市学校施設長寿命化計画」に基づき、施設の適正な維持管理を行う。また、地域に開かれたコミュニティ施設としての機能も考慮し、複合化や多機能化を積極的に推進します。 ② 学校給食センターは、安全な学校給食を提供していくことができるよう、児童生徒数等を勘案しながら、美星調理場、芳井調理場の統廃合を進めます。

「6」子育て支援施設

基本方針【総合管理計画に記載】
<ul style="list-style-type: none"> ① 日常・定期的な点検を実施し、予防保全の考え方に基づき適時適切な維持管理及び修繕に努めます。 ② 幼稚園については、単に園児数の減少に応じた統廃合を実施するのではなく、他の施設の機能を併設するなど、複合化・多機能化を推進します。 ③ その他の施設については、利用状況・老朽化等を考慮して、複合化・多機能化を推進します。
実施方針
<ul style="list-style-type: none"> ① 幼稚園については「井原市学校施設長寿命化計画」に基づき、施設の適正な維持管理を行う。また、地域に開かれたコミュニティ施設としての機能も考慮し、複合化や多機能化を積極的に推進します。 ② 保育園、児童会館などの幼児・児童施設については、園児等が安全で安心して過ごせる保育環境の維持・確保を図るため、計画的な改修や修繕を行い、適正な維持管理に努めます。

「7」保健・福祉施設

基本方針【総合管理計画に記載】
<ul style="list-style-type: none"> ① 日常・定期的な点検を実施し、予防保全の考え方に基づき適時適切な維持管理及び修繕に努めます。 ② 施設の更新時には、ゼロベースで必要性を見直します。 ③ 保有していくことが必要と判断された施設については、利用状況・用途・老朽化等を考慮して、統廃合・複合化・多機能化を推進します。 ④ 介護保険施設など法定のサービス・利用料に基づき運営する施設を除き、利用状況、コスト、提供するサービスを分析・整理し、施設サービスの見直しや施設使用料の適正化を図ります。

実施方針

- ① 高齢者福祉施設及び保健センターについては、保健・福祉サービス施設としての機能保全を図りながら、適正な維持管理を図り、利用者が少ない施設等は、複合化・集約化等を推進します。

＜＜8＞＞行政系施設

基本方針【総合管理計画に記載】

- ① 日常・定期的な点検を実施し、予防保全の考え方に基づき適時適切な維持管理及び修繕に努めます。
- ② 施設の更新時には、ゼロベースで必要性を見直します。
- ③ 保有していくことが必要と判断された施設については、利用状況・用途・老朽化等を考慮して、統廃合・複合化・多機能化を推進します。

実施方針

- ① 本庁舎については、安定した行政サービスの提供を持続していくため、適正な維持管理を図ります。
- ② 支所については、支所機能のあり方を検討し、施設の方向性を決定します。
- ③ 消防施設については、定期点検等の励行、予防保全型の修繕に取り組みながら、適正な維持管理に努め、消防団員の減少等により利用の少ない分機庫は、廃止します。
- ④ 水防倉庫については、適正に維持管理していく。その他の倉庫については、集約します。

＜＜9＞＞供給処理施設

基本方針【総合管理計画に記載】

- ① 施設の利用及び需要状況を考慮して、適切な管理に基づき長寿命化を図ります。

実施方針

- ① 施設が機能停止した場合、市民生活に大きな影響があるため、適切な管理運営に努めます。

＜＜10＞＞病院施設

基本方針【総合管理計画に記載】

- ① 当面は現状施設の長寿命化を図り、予防保全の導入による適切な保全に努めます。

実施方針

- ① 定期点検等の励行、予防保全型の修繕に取り組みながら、適正な維持管理に努めます。

＜＜11＞＞医療施設

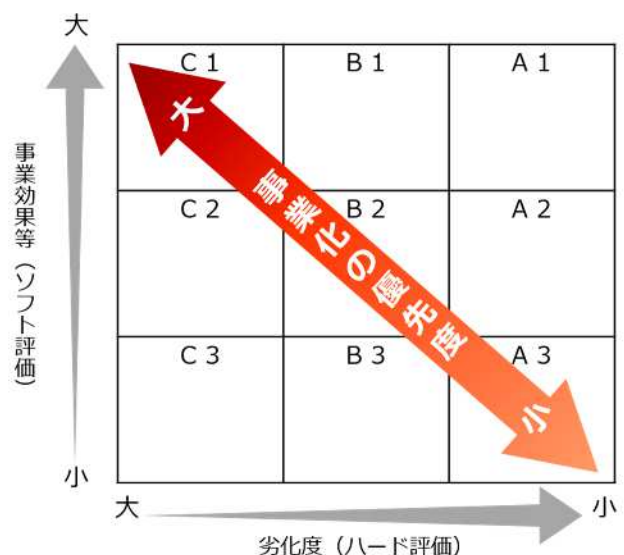
基本方針【総合管理計画に記載】
① 再開の見込みが立たない診療所については用途廃止・除却を進めます。 ② 日常・定期的な点検を実施し、予防保全の考え方に基づき適時適切な維持管理及び修繕に努めます。 ③ 施設の更新時には、ゼロベースで必要性を見直します。 ④ 保有していくことが必要と判断された施設については、利用状況・用途・老朽化等を考慮して、統廃合・複合化・多機能化を推進します。
実施方針
① 現在利用している診療所については、定期点検等の励行、予防保全型の修繕に取り組みながら、適正な維持管理に努めます。 ② 再開の見込みが立たない診療所については廃止します。

＜＜12＞＞その他施設

基本方針【総合管理計画に記載】
① 利用者が限定された施設や利用されていない施設に関しては、民間による利活用、もしくは売却などの処分、除却を推進します。 ② 日常・定期的な点検を実施し、予防保全の考え方に基づき適時適切な維持管理及び修繕に努めます。 ③ 施設の更新時には、ゼロベースで必要性を見直します。 ④ 保有していくことが必要と判断された施設については、利用状況・用途・老朽化等を考慮して、統廃合・複合化・多機能化を推進します。
実施方針
① 地域公共交通拠点施設については、建物や設備の計画的な修繕・更新を実施しながら、適正な維持管理に努めます。 ② 用途を廃止している施設については、施設の利用を廃止する。ただし、民間により利活用する場合には、売却などの処分を進めます。

●施設評価類型（施設整備の優先順位の考え方）

ハード的視点から計算式により施設の劣化度を指数化し、A、B、Cの3段階に分類するとともに、ソフト的視点から当該施設で実施している事業の効果・必要性等を指数化し、その合計値により、1～3の3段階に分類し、両視点の2軸で9パターンに類型化することで整備の優先順位を判定します。



3. 施設ごとの今後の対応方針

基本方針及び実施方針を踏まえ、公共施設ごとに今後の対応方針を設定します。

なお、本計画での施設ごとの今後の対応方針の実施時期については、対象施設の関係者と十分協議して進めることとします。

(1) 今後の対応方針の種類

種類	解説
存続	長寿命化を図りつつ、老朽化、劣化状況に応じて大規模改修や更新を計画的に行う。
現状使用	大規模な改修など行わず、維持管理によって長寿命化を進めるが、使用状況の減少や使用の危険性が見られる状況となった場合では更新せず、施設の廃止、処分を進める。
統合	同一機能を持つ施設については、利用状況や老朽化の状況を踏まえながら一つの施設に集約する。
譲渡	利用者が限定される地域の施設は、関係が強い自治会等に、産業系観光系の施設は、施設を有効に機能させることができる民間等に譲渡する。
処分	設置当初の役割を終え、その機能を喪失し用途を廃止している施設で、活用される施設は売却等の処分をする。

(2) 施設ごとの今後の対応方針及び (3) 施設ごとの年度別の対策内容と対策費用

本計画の対象となる施設の情報について、本計画の巻末に掲載します。

4. 取組により見込まれる効果

(1) 長寿命化の取組

一般に、高度経済成長期に建設された公共施設等は、その建替え時期も一時期に集中する傾向にあります。長寿命化を図ることによって建替え時期の集中を回避するとともに、そこで得た期間を活用して、施設の複合化や集約化、維持管理等の支出の平準化と縮減を図ることが可能となります。

また、長寿命化は、環境配慮や安全・安心の確保など社会的な要求のなかで積極的に取り組まなければならない重要課題でもあります。

本市では、「総合管理計画」での長寿命化の実施方針に沿い、老朽化及び劣化を防いで少しでも長い期間使用するために、従来の壊れてから直す「事後保全」から、壊れる前に直す「予防保全」の考えを基本とし、周期的な大規模改修を行うことで法定耐用年数を大幅に超えての使用を目標とします。

(2) 本計画の実施による更新費用の削減額の試算結果

「総合管理計画」策定時に行った公共施設にかかる更新費用の試算では、これまでと同様に施設を維持しようとした場合、平成 29（2017）年度から令和 28（2046）年度までの 30 年間の更新（大規模改修又は建替え）に係る費用は約 950 億円、1 年間の平均は約 31.7 億円という試算結果となっています。

これに対し、長寿命化対策や統廃合など本計画の推進により、費用は約 601 億円となり、1 年間の平均は約 20 億円まで削減する試算結果となります。

なお、更新費用の試算は、「総合関係計画」策定時に使用した総務省推奨の「公共施設及びインフラ資産の更新費用試算ソフト」に準拠しています。

計画期間 （※1）	総合管理計画での費用 （※2）	本計画の対策を実施した 場合の費用 （※3）	効果額
平成 29 年度 ～ 令和 28 年度	約 950 億円 約 31.7 億円/年	約 601 億円 約 20.0 億円/年 （※4）	約 349 億円

（※1）総合管理計画（平成 29 年策定）の期間

（※2）現在の施設を同規模で単純に更新した場合

（※3）本計画の対策

- ・譲渡や統廃合など、公共施設の総量の削減
- ・予防保全を中心とした長寿命化対策として、公共施設の更新時期を延伸

（※4）平成 29 年度～令和 4 年度は総合管理計画の試算を加算

●施設更新の試算に使用した単価

施設区分	建替単価	大規模改修単価
市民文化系施設、社会教育系施設、行政系施設、 産業系施設、医療施設、病院施設	40 万円/㎡	25 万円/㎡
スポーツ・レクリエーション系施設、保健・福祉施設、 その他施設	36 万円/㎡	20 万円/㎡
供給処理施設、子育て支援施設、学校教育系施設、公園、 水道施設、下水道施設	33 万円/㎡	17 万円/㎡
公営住宅	28 万円/㎡	17 万円/㎡

第3章 公共施設個別施設計画の推進に向けて

1. 計画のマネジメント

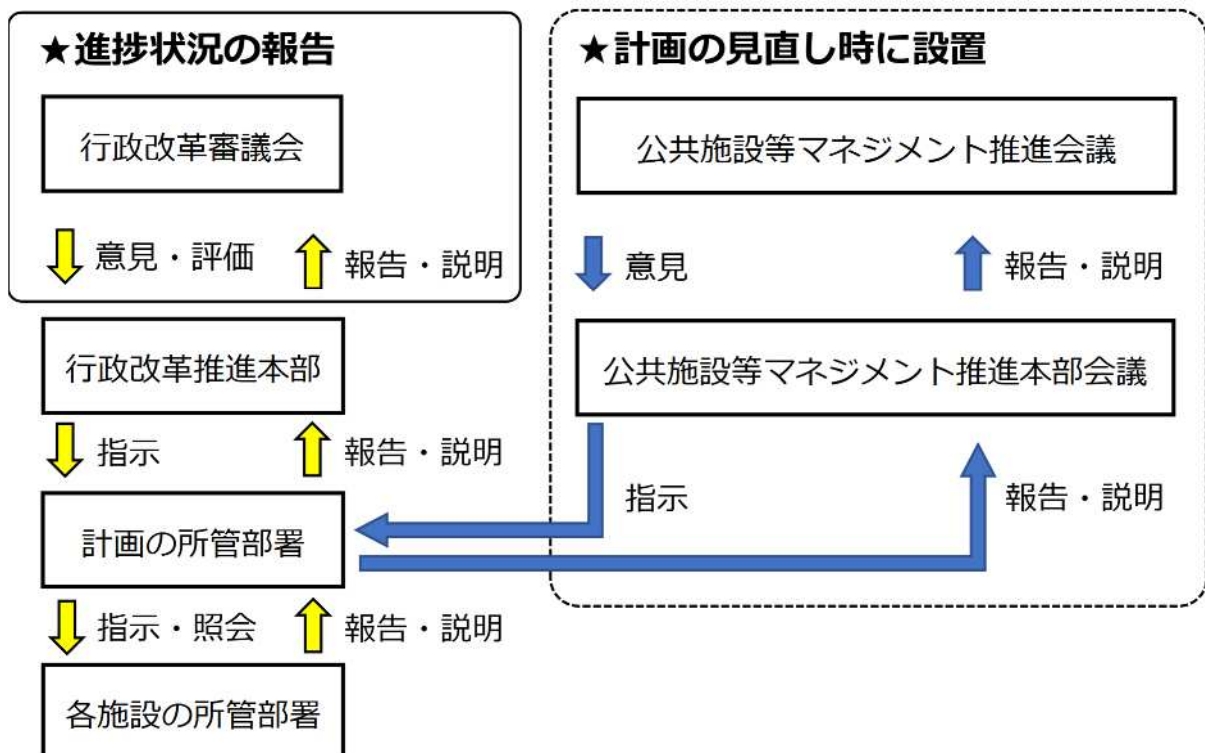
公共施設について、効率的に維持管理を行うために、「総合管理計画」並びに本計画の所管部署において、施設情報を一元管理するとともに、各施設の所管部署が中心となって、本計画に基づき施設マネジメントを推進します。

また、各施設の所管部署による日常的な点検を実施し、不具合箇所の早期発見・早期改修といった「予防保全」に取り組み、維持・更新コストの低減を図るとともに、予算や工事の調整等を行い、長寿命化を推進するものとします。

2. 計画の推進体制

本計画に基づく取り組みが実施されているか継続的にその進捗状況を把握し、「井原市行政改革プラン」に基づき、毎年度、行政改革審議会に進捗状況を報告します。

また、財政状況や社会経済情勢の変化等踏まえ、必要に応じて、公共施設等マネジメント推進会議並びに同推進本部会議を設置し、計画の見直しを行うものとします。



資料 施設ごとの今後の対応方針

第2章、3. 施設ごとの今後の対応方針、(2) 施設ごとの今後の対応方針は、次頁のとおりです。

●資料の解説

- 1) 施設ごとの今後の対応方針は、公共施設の用途別ごとに記載します。
- 2) 各項目の内容は、以下のとおりです。

左ページ

「1」市民文化系施設・・・施設の用途別区分を記載しています。

施設番号	各施設に設定した番号を記載しています。
施設名	施設名称を記載しています。
所在地	施設の所在地を記載しています。
複合・併設施設	複合施設か併設施設かを記載し、(複)は複合施設、(併)は併設施設を表しています。
施設総延床面積 (㎡)	施設の全棟の延床面積を合計したものを記載しています。
代表建築年月	複数の棟で構成されている施設の場合は、その代表棟(建物)の建築年月を記載しています。
構造	代表棟(建物)の構造を記載しています。 W = 木造 R C = 鉄筋コンクリート造 S R C = 鉄骨鉄筋コンクリート造 S = 鉄骨造 C B = コンクリートブロック造 L G S = 軽量鉄骨造

右ページ

施設評価類型	施設に対するハード評価を A、B、C、ソフト評価を 1～3 で記載しています。
今後の対応方針	施設ごとの今後の対応方針を記載しています。
今後の対応方針の実現に向けた取組	施設ごとの今後の対応方針の実現に向けた対策や施設の維持管理の考え方等を記載しています。
所管部署	施設の所管部署を記載しています。

《1》市民文化系施設

施設番号	施設名	所在地	複合・併設施設	施設総延床面積(m ²)	代表建築年月	構造
1101	アクティブライフ井原	七日市町 12-1		3,924.62	H6.3	RC
1102	芳井生涯学習センター	芳井町吉井 4058-1	(複)芳井図書館	2,794.70	H7.12	RC
1103	芳井公民館	芳井町吉井 4103-2	(複)井原市老人福祉センター	677.50	S52.3	RC
1104	美星公民館	美星町三山 1043-1		780.00	R5.2	S
1105	市民活動センター	井原町 352-1		470.83	H3	S
1106	早雲の里交流センター	東江原町 855-1		146.50	H10.3	W
1107	井原市ふれあいセンター	神代町 2192-1		498.66	H4.7	S
1108	美星農村環境改善センター	美星町西水砂 2474-1	(併)井原市美星老人憩の家、美星保育園	1,195.23	S57.6	RC
1109	井原公民館	井原町 1243-1		825.58	H8.3	S
1110	出部公民館	上出部町 1219-2		879.41	H27.3	S
1111	高屋公民館	高屋町四丁目 25-2	(複)井原市西部いこいの里	1,040.08	H10.7	S
1112	大江公民館	大江町 2965-3		561.28	H25.11	S
1113	稲倉公民館	下稲木町 912-3		560.95	H24.12	S
1114	木之子公民館	木之子町 618		592.85	H13.12	S
1115	県主公民館	門田町 745-1		544.50	R2.3	S
1117	荏原公民館	東江原町 2803-1		614.00	R3.2	S
1118	野上公民館	野上町 3107-4		340.00	S55.4	RC
1119	青野公民館	青野町 3393		368.80	S54.3	RC
1120	西江原公民館	西江原町 1414	(複)甲南保育園、西江原幼稚園	845.89	H19.1	S
1121	旧西江原公民館	西江原町 563	(複)西江原放課後児童クラブ	331.00	S42.2	S
1123	神代公会堂	神代町 2476-3		67.62	S55.12	S
1124	芳井公民館明治分館	芳井町種 603-3		361.64	S54.3	S
1125	芳井公民館共和分館	芳井町下鳴 2546		339.70	S52.12	S
1126	芳井公民館三原分館	芳井町西三原 1299-1	(併)三原分団機動部機庫	1,578.34	H1.2	RC
1127	梶江コミュニティハウス	芳井町梶江 531-1		134.94	S59.1	S
1128	築瀬コミュニティハウス	芳井町築瀬 389-2		158.50	H8.3	S

施設評価 類型	今後の 対応方針	今後の対応方針の実現に向けた取組	所 管 部 署
B1	存続	定期的に点検を行い予防保全に取り組む。経過年数等を踏まえ計画的に改修を行う。	生涯学習課
B2	存続	定期的に点検を行い予防保全に取り組む。経過年数等を踏まえ計画的に改修を行う。	生涯学習課
C2	統合	建物は、施設 No7107 井原市老人福祉センターに準ずる。	生涯学習課
A2	存続	定期的に点検を行い予防保全に取り組む。経過年数等を踏まえ計画的に改修を行う。	生涯学習課
B2	存続	定期的に点検を行い予防保全に取り組む。経過年数等を踏まえ計画的に改修を行う。	市民活動推進課
B1	存続	定期的に点検を行い予防保全に取り組む。経過年数等を踏まえ計画的に改修を行う。	都市施設課
B1	存続	定期的に点検を行い予防保全に取り組む。経過年数等を踏まえ計画的に改修を行う。	生涯学習課
B2	統合	他施設への統合と用途廃止に向け調整する。	農林課
B2	存続	定期的に点検を行い予防保全に取り組む。経過年数等を踏まえ計画的に改修を行う。	生涯学習課
A2	存続	定期的に点検を行い予防保全に取り組む。経過年数等を踏まえ計画的に改修を行う。	生涯学習課
A2	存続	建物は、施設 No7104 井原市西部いこいの里に準ずる。	生涯学習課
A2	存続	定期的に点検を行い予防保全に取り組む。経過年数等を踏まえ計画的に改修を行う。	生涯学習課
A2	存続	定期的に点検を行い予防保全に取り組む。経過年数等を踏まえ計画的に改修を行う。	生涯学習課
A2	存続	定期的に点検を行い予防保全に取り組む。経過年数等を踏まえ計画的に改修を行う。	生涯学習課
A2	存続	定期的に点検を行い予防保全に取り組む。経過年数等を踏まえ計画的に改修を行う。	生涯学習課
A2	存続	定期的に点検を行い予防保全に取り組む。経過年数等を踏まえ計画的に改修を行う。	生涯学習課
A2	存続	定期的に点検を行い予防保全に取り組む。経過年数等を踏まえ計画的に改修を行う。	生涯学習課
C2	存続	定期的に点検を行い予防保全に取り組む。経過年数等を踏まえ計画的に改修を行う。	生涯学習課
C2	存続	定期的に点検を行い予防保全に取り組む。経過年数等を踏まえ計画的に改修を行う。	生涯学習課
A2	存続	建物は、施設 No6114 甲南保育園に準ずる。	生涯学習課
C2	統合	建物は、施設 No6212 西江原放課後児童クラブに準ずる。	生涯学習課
C1	譲渡	施設を有効に利用できる民間等への譲渡に向け調整する。	市民活動推進課
C2	現状使用	定期的に点検を行い予防保全に取り組む。安全な限り使用する。	生涯学習課
C2	現状使用	定期的に点検を行い予防保全に取り組む。安全な限り使用する。	生涯学習課
B2	現状使用	定期的に点検を行い予防保全に取り組む。安全な限り使用する。	生涯学習課
B1	譲渡	「譲渡」または「処分」とするか、その時期も含め地元と調整する。なお、地元の協力を得て、最低限の修繕を行う可能性はある。(補足) 旧井原市の地区集会所と同じ取扱いとし、平等性を確保する。	市民活動推進課
A1	譲渡	「譲渡」または「処分」とするか、その時期も含め地元と調整する。なお、地元の協力を得て、最低限の修繕を行う可能性はある。(補足) 旧井原市の地区集会所と同じ取扱いとし、平等性を確保する。	市民活動推進課

資料 施設ごとの今後の対応方針

施設番号	施設名	所在地	複合・併設施設	施設総延床面積(m ²)	代表建築年月	構造
1129	与井コミュニティハウス	芳井町与井 132		145.50	S56.6	S
1130	宇戸川コミュニティハウス	芳井町宇戸川 2208-6		122.41	S56.3	W
1131	佐原コミュニティハウス	芳井町吉井 32		141.96	S55.3	S
1132	東吉井コミュニティハウス	芳井町吉井 688		149.46	S55.2	S
1133	西吉井コミュニティハウス	芳井町吉井 1927-3		153.93	S54.3	S
1134	川相コミュニティハウス	芳井町川相 1391	(併)芳井分団第6部機庫	157.02	S51.3	S
1135	花滝コミュニティハウス	芳井町花滝 2730		154.33	S56.5	S
1136	池井コミュニティハウス	芳井町池谷 1549-1	(併)明治分団第3部機庫	168.66	S55.2	S
1137	片塚コミュニティハウス	芳井町片塚 1838		199.10	S57.12	S
1138	上嶋コミュニティハウス	芳井町上嶋 383-3		140.13	S56.6	S
1139	村入コミュニティハウス	芳井町東三原 3298-5	(併)三原分団第1部機庫	151.25	S54.3	S
1140	三山第1公民館	美星町三山 976-2		146.71	S55.1	W
1141	三山第2公民館	美星町三山 2410-2		146.50	S56.3	W
1142	三山第3公民館	美星町三山 4454-3		145.48	S56.1	W
1143	東水砂公民館	美星町東水砂 819-2	(併)旧東水砂分校	128.07	S54.2	W
1144	西水砂公民館	美星町西水砂 258		146.5	S56.9	W
1145	東星田公民館	美星町星田 2997-3	(併)旧堺小学校	331.21	S56.12	W
1146	北星田公民館	美星町星田 4978-5		112.54	S53.3	W
1147	西星田公民館	美星町星田 7153-2		102.00	S51.12	W
1148	黒木公民館	美星町黒木 40-3		282.57	H12	W
1149	加谷公民館	美星町黒忠 4757-1		130.00	H7.3	W
1150	向組公民館	美星町黒忠 1999		123.20	S56.12	W
1151	六部落公民館	美星町明治 3172-5		145.50	S56.12	W
1152	黒萩公民館	美星町明治 5481-2		149.14	S56.1	W
1153	水名公民館	美星町明治 7801-1		108.66	S53.3	W
1154	宇戸谷公民館	美星町宇戸谷 2081-2		75.90	S62.3	W

施設番号	施設名	所在地	複合・併設施設	施設総延床面積(m ²)	代表建築年月	構造
1155	宇頭公民館	美星町烏頭 229-2		142.62	S55.3	W
1201	井原市民会館	井原町 311-1		3,347.85	S46.4	SRC
1203	市民茶室「不老庵」	井原町 326	(併)田中苑(道狭公園)(トイレ)	42.42	H6.3	W
7109	大元デイサービスホーム	美星町三山 1550-4		99.93	H11.3	W
7110	志村デイサービスホーム	美星町西水砂 473-8		81.98	H10.3	W
7111	大黒木デイサービスホーム	美星町黒木 2167		75.76	H9.3	W
7112	越出デイサービスホーム	美星町宇戸谷 120-2		66.44	H12.3	W

《2》社会教育系施設

施設番号	施設名	所在地	複合・併設施設	施設総延床面積(m ²)	代表建築年月	構造
2101	井原図書館	井原町 1260-1		1,323.79	S31.3	RC
2102	芳井図書館	芳井町吉井 4058-1	(複)芳井生涯学習センター	545.02	H7.12	RC
2103	美星図書館	美星町三山 1055	(複)美星支所庁舎、 (併)旧美星方面団本部機庫	452.70	H6.3	SRC
2201	平櫛田中美術館	井原町 315	(複)市民ギャラリー	3,629.08	R4.10	SRC
2202	井原市文化財センター「古代まほろば館」	井原町 333-1		884.03	S52.3	RC
2203	芳井歴史民俗資料館	芳井町吉井 4110-1		303.04	S58.2	RC
2204	桜溪漢学塾公園資料館	芳井町築瀬 1303		21.53	H3	W
2205	井原市美星天文台	美星町大倉 1723-70		827.11	H5.5	SRC
2206	星の郷民具伝承館	美星町三山 4365-2		356.17	不明	W

施設評価 類型	今後の 対応方針	今後の対応方針の実現に向けた取組	所 管 部 署
B1	譲渡	「譲渡」または「処分」とするか、その時期も含め地元と調整する。なお、地元の協力を得て、最低限の修繕を行う可能性はある。(補足) 旧井原市の地区集会所と同じ取扱いとし、平等性を確保する。	市民活動推進課
C1	存続	定期的に点検を行い予防保全に取り組む。経過年数等を踏まえ計画的に改修を行う。	市民会館
B1	存続	定期的に点検を行い予防保全に取り組む。経過年数等を踏まえ計画的に改修を行う。	文化スポーツ課
A2	譲渡	「譲渡」または「処分」とするか、その時期も含め地元と調整する。なお、地元の協力を得て、最低限の修繕を行う可能性はある。(補足) 旧井原市の地区集会所と同じ取扱いとし、平等性を確保する。	美星振興課
A2	譲渡	「譲渡」または「処分」とするか、その時期も含め地元と調整する。なお、地元の協力を得て、最低限の修繕を行う可能性はある。(補足) 旧井原市の地区集会所と同じ取扱いとし、平等性を確保する。	美星振興課
A2	譲渡	「譲渡」または「処分」とするか、その時期も含め地元と調整する。なお、地元の協力を得て、最低限の修繕を行う可能性はある。(補足) 旧井原市の地区集会所と同じ取扱いとし、平等性を確保する。	美星振興課
A2	譲渡	「譲渡」または「処分」とするか、その時期も含め地元と調整する。なお、地元の協力を得て、最低限の修繕を行う可能性はある。(補足) 旧井原市の地区集会所と同じ取扱いとし、平等性を確保する。	美星振興課

施設評価 類型	今後の 対応方針	今後の対応方針の実現に向けた取組	所 管 部 署
C2	存続	定期的に点検を行い予防保全に取り組む。経過年数等を踏まえ計画的に改修を行う。建替え等は、複合化・多機能化を前提に検討する。	図書館
B2	存続	建物は、施設 No1102 芳井生涯学習センターに準ずる。	図書館
B2	現状使用	建物は、施設 No9103 美星支所に準ずる。	図書館
A2	存続	定期的に点検を行い予防保全に取り組む。経過年数等を踏まえ計画的に改修を行う。	平櫛田中美術館
C2	現状使用	定期的に点検を行い予防保全に取り組み、安全な限り使用する。類似施設の集約を検討する。	文化スポーツ課
B2	統合	予防保全により適正な維持管理に努めつつ、他施設への統合を調整する。	文化スポーツ課
B1	譲渡	譲渡に向け調整する。	文化スポーツ課
B2	存続	定期的に点検を行い予防保全に取り組む。経過年数等を踏まえ計画的に改修を行う。	美星天文台
C2	統合	類似施設への統合を調整する。	文化スポーツ課

《3》スポーツ・レクリエーション系施設

施設番号	施設名	所在地	複合・併設施設	施設総延床面積(m ²)	代表建築年月	構造
3101	陸上競技場	上出部町 1583		390.00	S49.3	RC
3102	井原リフレッシュ公園（動のゾーン）	大江町 1419-2		430.60	H12.3	RC
3103	運動公園野球場	上出部町 1583		3,165.00	S51	RC
3104	井原市グラウンド・ゴルフ場	上出部町四季ヶ丘 20-2		190.00	H24.3	S
3105	井原体育館	上出部町 1671-1		4,175.00	S54.10	SRC
3106	井原市B & G井原海洋センター	上出部町 1583-1		1298.00	S61.4	SRC
3107	庭球場	上出部町 1583		105.40	S52.4	CB
3108	弓道場	上出部町 1583		1491.00	H1.3	S
3110	井原海洋クラブ	西江原町 2504-2		70.00	S61.7	S
3111	井原市勤労者体育センター	上出部町 658-1	(併)井原保健センター、井原市働く婦人の家、つどいの広場	929.71	S54.1	S
3112	井原市勤労青少年体育センター	井原町 3619		484.00	S45.3	S
3113	芳井運動場	芳井町吉井 1851-1		85.74	S56.3	S
3114	芳井ゲートボール場	芳井町吉井 1659-1		3.01	S61.3	その他
3115	明治ごんぼう村ふれあい広場	芳井町花滝 3712-3		160.53	H4.4	W
3116	芳井体育館	芳井町吉井 1675		1,030.95	S55.3	SRC
3117	美星運動場	美星町明治 330-2		58.31	S52.4	CB
3118	井原市B & G美星海洋センター	美星町星田 2-14		2,110.66	S57.4	S
3119	星の郷テニスコート	美星町明治 330-4		78.00	S63.4	W
3120	美星海洋クラブ	美星町三山 440-4		84.50	S57.3	S
3201	子守唄の里野外音楽ステージ	笹賀町 1383-1		176.71	H4.6	RC
3202	井原市グリーンスポーツ施設	笹賀町 1383-1		545.00	S56.4	RC
3203	子守唄の里「わくわくドラゴンハウス」	高屋町 1797-11		430.59	H2.10	SRC
3204	勤労者野外活動施設	笹賀町 1682-1		1,180.75	S55	RC
3205	経ヶ丸オートキャンプ場	笹賀町 1668-1		451.93	H6	W
3206	井原市青少年研修センター	北山町 196	(併)井原児童会館	415.58	S51.12	S

施設評価 類型	今後の 対応方針	今後の対応方針の実現に向けた取組	所 管 部 署
C2	存続	定期的に点検を行い予防保全に取り組む。経過年数等を踏まえ計画的に改修を行う。	文化スポーツ課
A2	存続	定期的に点検を行い予防保全に取り組む。経過年数等を踏まえ計画的に改修を行う。	文化スポーツ課
C2	存続	定期的に点検を行い予防保全に取り組む。経過年数等を踏まえ計画的に改修を行う。	文化スポーツ課
A2	存続	定期的に点検を行い予防保全に取り組む。経過年数等を踏まえ計画的に改修を行う。	文化スポーツ課
B1	存続	定期的に点検を行い予防保全に取り組む。経過年数等を踏まえ計画的に改修を行う。	文化スポーツ課
B3	存続	定期的に点検を行い予防保全に取り組む。経過年数等を踏まえ計画的に改修を行う。類似施設の集約を検討する。	文化スポーツ課
B2	存続	定期的に点検を行い予防保全に取り組む。経過年数等を踏まえ計画的に改修を行う。類似施設の集約を検討する。	文化スポーツ課
B2	存続	定期的に点検を行い予防保全に取り組む。経過年数等を踏まえ計画的に改修を行う。	文化スポーツ課
B2	統合	利用状況や老朽化の状況を踏まえつつ、他施設への統合を調整する。	文化スポーツ課
C2	現状使用	定期的に点検を行い予防保全に取り組み、安全な限り使用する。	商工課
C3	現状使用	定期的に点検を行い予防保全に取り組み、安全な限り使用する。類似施設の集約を検討する。	商工課
B2	現状使用	定期的に点検を行い予防保全に取り組み、安全な限り使用する。	文化スポーツ課
B1	現状使用	定期的に点検を行い予防保全に取り組み、安全な限り使用する。	芳井振興課
B2	現状使用	定期的に点検を行い予防保全に取り組み、安全な限り使用する。	文化スポーツ課
B2	現状使用	定期的に点検を行い予防保全に取り組み、安全な限り使用する。	文化スポーツ課
C2	現状使用	定期的に点検を行い予防保全に取り組み、安全な限り使用する。	文化スポーツ課
B3	体育館： 存続 プール： 現状使用	定期的に点検を行い予防保全に取り組む。経過年数等を踏まえ計画的に改修を行う。プールは、安全な限り使用する。	文化スポーツ課
B2	統合	利用状況や老朽化の状況を踏まえつつ、他施設への統合を調整する。	文化スポーツ課
B2	現状使用	定期的に点検を行い予防保全に取り組み、安全な限り使用する。類似施設の集約を検討する。	文化スポーツ課
B3	処分	指定管理期間の更新に合わせ、処分に向け、関係者と調整する。	観光交流課
B2	現状使用	定期的に点検を行い予防保全に取り組み、安全な限り使用する。	観光交流課
B2	現状使用	定期的に点検を行い予防保全に取り組み、安全な限り使用する。	観光交流課
C2	処分	指定管理期間の更新に合わせ、処分に向け、関係者と調整する。	観光交流課
B1	存続	定期的に点検を行い予防保全に取り組む。経過年数等を踏まえ計画的に改修を行う。	観光交流課
C2	現状使用	定期的に点検を行い予防保全に取り組み、安全な限り使用する。	生涯学習課

資料 施設ごとの今後の対応方針

施設番号	施設名	所在地	複合・併設施設	施設総延床面積(m ²)	代表建築年月	構造
3207	天神峡観光施設	芳井町吉井 1145-3		80.87	H2.2	その他
3208	井原市高原農村型リゾート宿泊施設「高原荘」	芳井町上嶋 1525		176.30	H3.3	W
3209	中世夢が原	美星町三山 5014-3		2495.20	H1	W
3210	星の郷観光センター	美星町西水砂 45-1		684.93	H20.11	W
3211	星の郷アクティブヴィラ	美星町星田 2-60		540.32	H4.3	W
3212	井原市星の郷ふれあいセンター	美星町星田 2-10		2,435.76	不明	W
3213	美星星空農園	美星町大倉 1725-71		143.89	H7.3	W

《4》産業系施設

施設番号	施設名	所在地	複合・併設施設	施設総延床面積(m ²)	代表建築年月	構造
4101	井原市地場産業振興センター	七日市町 10		2636.35	S58.3	RC
4102	井原市地域農産物総合交流センター	青野町 3535-3		1,033.19	H13.7	S
4103	明治ごんぼう村手づくり体験道場	芳井町種 845-2		167.16	H6.3	S
4104	井原市働く婦人の家	上出部町 658-1	(複)井原保健センター、つどいの広場、(併)勤労者体育センター	624.00	S54.2	RC
4105	井原市労働福祉会館	七日市町 952		521.00	S51.4	RC
4106	井原市美星花木センター	美星町西水砂 20-1		436.00	S55.10	S
4107	井原市美星堆肥センター	美星町黒忠 39-8		1,993.73	H10.1	S

施設評価 類型	今後の 対応方針	今後の対応方針の実現に向けた取組	所 管 部 署
B1	現状使用	定期的に点検を行い予防保全に取り組み、安全な限り使用する。	芳井振興課
B2	処分	処分に向け、関係者と調整する。	芳井振興課
B2	存続	定期的に点検を行い予防保全に取り組み。経過年数等を踏まえ計画的に改修を行う。	美星振興課
A1	存続	定期的に点検を行い予防保全に取り組み。経過年数等を踏まえ計画的に改修を行う。	美星振興課
B2	存続	定期的に点検を行い予防保全に取り組み。経過年数等を踏まえ計画的に改修を行う。	美星振興課
B2	存続 体育館： 統合	定期的に点検を行い予防保全に取り組み。経過年数等を踏まえ計画的に改修を行う。1号棟、2号棟は、長寿命化を図らず、安全な限り使用する。体育館は、他施設への統合を調整する。	生涯学習課
A2	処分	処分に向け、関係者と調整する。	美星振興課

施設評価 類型	今後の 対応方針	今後の対応方針の実現に向けた取組	所 管 部 署
B2	存続	定期的に点検を行い予防保全に取り組み。経過年数等を踏まえ計画的に改修を行う。	商工課
B1	譲渡	指定管理期間の更新に合わせ、譲渡に向け調整する。	農林課
B1	譲渡	施設を有効に利用できる民間等への譲渡に向け調整する。	芳井振興課
C1	現状使用	建物は、施設 No7401 井原保健センターに準ずる。	商工課
C2	現状使用	定期的に点検を行い予防保全に取り組み、安全な限り使用する。類似施設の集約を検討する。	商工課
C1	譲渡	指定管理期間の更新に合わせ、譲渡に向け調整する。	美星振興課
A2	譲渡	指定管理期間の更新に合わせ、譲渡に向け調整する。	美星振興課

《5》学校教育系施設

施設番号	施設名	所在地	複合・併設施設	施設総延床面積(m ²)	代表建築年月	構造
5201	青少年育成センター	井原町 1113-1	(複)井原小学校	238.86	S55.3	RC
5202	大山塾	西江原町 467-1		277.00	R2.7	S
5203	井原市学校給食センター	井原町 1-42		1,076.00	H10.3	S
5204	井原市学校給食美星調理場	美星町西水砂 20	(併)美星小学校、美星放課後児童クラブ	896.00	H12.1	S
5205	井原市学校給食芳井調理場	芳井町吉井 4052	(複)芳井中学校	278.00	S50.2	S

《6》子育て支援施設

施設番号	施設名	所在地	複合・併設施設	施設総延床面積(m ²)	代表建築年月	構造
6114	甲南保育園	西江原町 1414	(複)西江原幼稚園、西江原公民館	1,264.44	H19.1	S
6115	芳井保育園	芳井町吉井 3670		456.62	H10.4	SRC
6116	井原一時保育施設	井原町 1446-8		49.69	H14.5	S
6117	美星保育園	美星町西水砂 2474-1	(複)井原市美星老人憩の家、 (併)美星農村環境改善センター	78.15	S55.3	W
6201	井原児童会館	北山町 196	(併)井原市青少年研修センター	531.78	S51.12	S
6202	高屋児童会館	高屋町三丁目 22-2		188.00	H7.3	S
6203	木之子児童会館	木之子町 3191-1		200.00	S55.3	S
6204	芳井児童会館	芳井町吉井 4110-1	(複)芳井保健センター、 芳井放課後児童クラブ	259.12	S60.3	RC
6205	井原放課後児童クラブ	井原町 1127-3		99.37	H14.5	LGS
6206	出部放課後児童クラブ	上出部町 235-1	(複)出部小学校	66.87	S38.3	RC
6207	四季が丘放課後児童クラブ	上出部町四季ヶ丘 24-9		98.75	H24.3	LGS
6208	高屋放課後児童クラブ	高屋町 2008-3	(併)高屋小学校	144.00	S45.3	S
6209	木之子放課後児童クラブ	木之子町 2972-1		131.00	S50.12	S
6210	荏原放課後児童クラブ	東江原町 2584	(複)荏原小学校	64.00	S53.2	RC
6211	野上交流センター	野上町 3103-3		380.05	S54	S
6212	西江原放課後児童クラブ	西江原町 569-1	(複)旧西江原公民館	229.60	S48.2	S
6213	芳井放課後児童クラブ	芳井町吉井 4110-1	(複)芳井保健センター、芳井児童会館	277.72	S60.3	RC

施設評価 類型	今後の 対応方針	今後の対応方針の実現に向けた取組	所 管 部 署
B1	存続	建物は、施設 No5110 井原小学校に準ずる。	生涯学習課
A1	存続	定期的に点検を行い予防保全に取り組む。経過年数等を踏まえ計画的に改修を行う。	学校教育課
B2	存続	定期的に点検を行い予防保全に取り組む。経過年数等を踏まえ計画的に改修を行う。建替えは、機能の集約化を検討する。	学校給食センタ ー
B2	存続	定期的に点検を行い予防保全に取り組む。建替えは、類似施設との統合を検討する。	学校給食センタ ー
C1	処分	処分に向け、関係者と調整する。ランチルームは、施設 No5118 芳井中学校に準ずる	学校給食センタ ー

施設評価 類型	今後の 対応方針	今後の対応方針の実現に向けた取組	所 管 部 署
A2	存続	定期的に点検を行い予防保全に取り組む。経過年数等を踏まえ計画的に改修を行う。	甲南保育園
B1	存続	定期的に点検を行い予防保全に取り組む。経過年数等を踏まえ計画的に改修を行う。	芳井保育園
A1	現状使用	定期的に点検を行い予防保全に取り組み、安全な限り使用する。	子育て支援課
A1	現状使用	建物は、施設 No7108 老人憩の家に準ずる。類似施設との統合を検討する。	子育て支援課
B1	存続	定期的に点検を行い予防保全に取り組む。経過年数等を踏まえ計画的に改修を行う。	子育て支援課
B1	存続	定期的に点検を行い予防保全に取り組む。経過年数等を踏まえ計画的に改修を行う。	子育て支援課
C2	存続	定期的に点検を行い予防保全に取り組む。経過年数等を踏まえ計画的に改修を行う。	子育て支援課
B1	現状使用	建物は、施設 No7402 芳井保健センターに準ずる。	子育て支援課
A1	存続	定期的に点検を行い予防保全に取り組む。改修等は、児童数の推移等を踏まえ検討する。	子育て支援課
C1	存続	建物は、施設 No5111 出部小学校に準ずる。	子育て支援課
A1	存続	定期的に点検を行い予防保全に取り組む。改修等は、児童数の推移等を踏まえ検討する。	子育て支援課
C1	統合	児童数の推移を踏まえつつ、他施設への統合を調整する。	子育て支援課
C1	存続	定期的に点検を行い予防保全に取り組む。改修等は、児童数の推移等を踏まえ検討する。	子育て支援課
C1	存続	建物は、施設 No5106 荏原小学校に準ずる。	子育て支援課
C2	存続	定期的に点検を行い予防保全に取り組む。改修等は、児童数の推移等を踏まえ検討する。	子育て支援課
C1	統合	児童数の推移を踏まえつつ、他施設への統合を調整する。	子育て支援課
B2	現状使用	建物は、施設 No7402 芳井保健センターに準ずる。	子育て支援課

資料 施設ごとの今後の対応方針

施設番号	施設名	所在地	複合・併設施設	施設総延床面積(m ²)	代表建築年月	構造
6214	美星放課後児童クラブ	美星町西水砂 20	(複)美星小学校、 (併)井原学校給食美星調理場	64.00	S46.11	RC
6215	つどいの広場	上出部町 658-2	(複)井原保健センター、井原市働く婦人の家、(併)勤労者体育センター	80.44	S54.2	RC
6216	大江放課後児童クラブ	大江町 2849-2	(併)大江小学校	92.21	H27.10	LGS
6217	稲倉放課後児童クラブ	下稲木町 694-1	(併)稲倉小学校	68.00	H30.12	S
6218	県主放課後児童クラブ	門田町 745-2	(併)県主公民館	194.40	H8.8	S

《7》保健・福祉施設

施設番号	施設名	所在地	複合・併設施設	施設総延床面積(m ²)	代表建築年月	構造
7101	いばらサンサン交流館	井原町 3616		1,232.38	H22.2	S
7102	井原市養護老人ホーム偕楽園	上出部町四季ヶ丘 20-5		2,911.04	H19.3	S
7103	特別養護老人ホーム 星の郷	美星町大倉 2466		1,820.11	H14.3	RC
7104	井原市西部いこいの里	高屋町四丁目 25-2	(複)高屋公民館	1,758.23	H10.7	S
7105	井原市やすらぎセンター	西江原町 2936-1		1,182.04	H7.7	S
7106	井原市シルバー人材センター	西江原町 2923-1		341.51	H19.2	S
7107	井原市老人福祉センター	芳井町吉井 4103-2	(複)芳井公民館	701.47	S52.3	RC
7108	井原市美星老人憩の家	美星町西水砂 2474-1	(複)美星保育園、(併)美星農村環境改善センター	130.55	S55.3	W
7401	井原保健センター	上出部町 658-2	(複)井原市働く婦人の家、つどいの広場、(併)勤労者体育センター	665.97	S54.2	RC
7402	芳井保健センター	芳井町吉井 4110-1	(複)芳井児童会館、芳井放課後児童クラブ	80.64	S60.3	RC
7501	健康増進福祉施設 (A S U W A)	芳井町吉井 3996		2,794.55	H17.2	SRC

施設評価 類型	今後の 対応方針	今後の対応方針の実現に向けた取組	所 管 部 署
C1	存続	建物は、施設 No5112 美星小学校に準ずる。	子育て支援課
B2	現状使用	建物は、施設 No7401 井原保健に準ずる。	子育て支援課
A1	存続	定期的に点検を行い予防保全に取り組む。改修等は、児童数の推移等を踏まえ検討する。	子育て支援課
A1	存続	定期的に点検を行い予防保全に取り組む。改修等は、児童数の推移等を踏まえ検討する。	子育て支援課
A1	存続	定期的に点検を行い予防保全に取り組む。改修等は、児童数の推移等を踏まえ検討する。	子育て支援課

施設評価 類型	今後の 対応方針	今後の対応方針の実現に向けた取組	所 管 部 署
A2	存続	定期的に点検を行い予防保全に取り組む。経過年数等を踏まえ計画的に改修を行う。	福祉課
A2	存続	定期的に点検を行い予防保全に取り組む。経過年数等を踏まえ計画的に改修を行う。	福祉課
A2	存続	定期的に点検を行い予防保全に取り組む。経過年数等を踏まえ計画的に改修を行う。	福祉課
A2	存続	定期的に点検を行い予防保全に取り組む。経過年数等を踏まえ計画的に改修を行う。	福祉課
B2	存続	定期的に点検を行い予防保全に取り組む。経過年数等を踏まえ計画的に改修を行う。	福祉課
A1	存続	定期的に点検を行い予防保全に取り組む。経過年数等を踏まえ計画的に改修を行う。	福祉課
C2	統合	利用状況や老朽化の状況を踏まえつつ、他施設への統合を調整する。	福祉課
B2	現状使用	定期的に点検を行い予防保全に取り組む。安全な限り使用する。他の公共施設との集約・複合化を検討する。	福祉課
B1	現状使用	定期的に点検を行い予防保全に取り組む。安全な限り使用する。	健康医療課
B2	現状使用	定期的に点検を行い予防保全に取り組む。安全な限り使用する。類似施設との統合を検討する。	健康医療課
A1	譲渡	指定管理期間の更新に合わせ、譲渡に向け調整する。	芳井振興課

《 8 》 行政系施設

施設番号	施設名	所在地	複合・併設施設	施設総延床面積(m ²)	代表建築年月	構造
9101	井原市役所本庁舎	井原町 311-1		11,186.56	H15.7	SRC
9102	芳井支所庁舎	芳井町吉井 253-1		1,898.26	S45.6	RC
9103	美星支所庁舎	美星町三山 1055	(複)美星図書館、(併)美星方面団本部 機庫	3,366.37	H6.3	SRC
9201	井原分団第1部機庫	井原町 1385-2		49.20	H18.2	S
9202	井原分団第2部機庫	井原町 693-1		49.20	H16.10	S
9203	井原分団第3部機庫	井原町 334-2		91.50	S45.8	S
9204	井原分団第4部機庫	井原町 3312-1		49.20	S56.10	S
9206	出部分団第1部機庫	七日市町 550-1		49.20	S57.7	S
9207	出部分団第2部機庫	上出部町 1219-3		49.31	H27.11	S
9208	出部分団第3部機庫	下出部町 444-9		49.20	S58.6	S
9210	高屋分団第1部機庫	高屋町三丁目 14-12		49.20	H8.11	S
9211	高屋分団第2部機庫	高屋町 888		87.00	不明	CB
9212	高屋分団第3部機庫	高屋町 1992-5		109.20	S26	W
9213	高屋分団第4部機庫	高屋町 2462-3	(複)高屋上水防倉庫	49.20	S59.12	S
9214	高屋分団第4部分機庫(西山)	高屋町 8480-4		60.50	S30.3	W
9215	高屋分団第4部分機庫(高草)	高屋町 6960		49.00	S54.3	S
9216	高屋分団第4部分機庫(丹生)	高屋町 4844-1		35.00	S23.4	W
9217	高屋分団第4部分機庫(山井田)	高屋町 6049		24.00	S52.12	S
9218	高屋分団第4部分機庫(落石)	高屋町 7476		16.00	T4	W
9219	大江分団第1部機庫	大江町 4965-2		81.10	S28.10	W
9220	大江分団第2部機庫	大江町 2949-1		49.50	R2.2	S
9221	大江分団第3部機庫	大江町 1878-2		49.20	S58.3	S
9222	稲倉分団第1部機庫	岩倉町 740-1		49.20	H15.2	S
9223	稲倉分団第2部機庫	下稲木町 968-2		49.20	S53.2	S
9224	稲倉分団第3部機庫	上稲木町 430-4		49.20	S59.3	S
9226	稲倉分団第3部分機庫	上稲木町 2711-3		48.00	不明	W

施設評価 類型	今後の 対応方針	今後の対応方針の実現に向けた取組	所 管 部 署
A1	存続	定期的に点検を行い予防保全に取り組む。経過年数等を踏まえ計画的に改修を行う。	総務課
C1	現状使用	定期的に点検を行い予防保全に取り組み、安全な限り使用する。	芳井振興課
B2	現状使用	定期的に点検を行い予防保全に取り組み、安全な限り使用する。	美星振興課
A1	存続	定期的に点検を行い予防保全に取り組む。経過年数等を踏まえ計画的に改修を行う。建替え等は、今後の消防団員数の推移による団編成を考慮し検討を行う。	消防団本部
A1	存続	定期的に点検を行い予防保全に取り組む。経過年数等を踏まえ計画的に改修を行う。建替え等は、今後の消防団員数の推移による団編成を考慮し検討を行う。	消防団本部
C1	存続	定期的に点検を行い予防保全に取り組む。経過年数等を踏まえ計画的に改修を行う。建替え等は、今後の消防団員数の推移による団編成を考慮し検討を行う。	消防団本部
B1	存続	定期的に点検を行い予防保全に取り組む。経過年数等を踏まえ計画的に改修を行う。建替え等は、今後の消防団員数の推移による団編成を考慮し検討を行う。	消防団本部
B1	存続	定期的に点検を行い予防保全に取り組む。経過年数等を踏まえ計画的に改修を行う。建替え等は、今後の消防団員数の推移による団編成を考慮し検討を行う。	消防団本部
A1	存続	定期的に点検を行い予防保全に取り組む。経過年数等を踏まえ計画的に改修を行う。建替え等は、今後の消防団員数の推移による団編成を考慮し検討を行う。	消防団本部
B1	存続	定期的に点検を行い予防保全に取り組む。経過年数等を踏まえ計画的に改修を行う。建替え等は、今後の消防団員数の推移による団編成を考慮し検討を行う。	消防団本部
A1	存続	定期的に点検を行い予防保全に取り組む。経過年数等を踏まえ計画的に改修を行う。建替え等は、今後の消防団員数の推移による団編成を考慮し検討を行う。	消防団本部
C1	存続	定期的に点検を行い予防保全に取り組む。経過年数等を踏まえ計画的に改修を行う。建替え等は、今後の消防団員数の推移による団編成を考慮し検討を行う。	消防団本部
C1	存続	定期的に点検を行い予防保全に取り組む。経過年数等を踏まえ計画的に改修を行う。建替え等は、今後の消防団員数の推移による団編成を考慮し検討を行う。	消防団本部
B2	存続	定期的に点検を行い予防保全に取り組む。経過年数等を踏まえ計画的に改修を行う。建替え等は、今後の消防団員数の推移による団編成を考慮し検討を行う。	消防団本部
C2	処分	処分に向け、関係者と調整する。	消防団本部
B2	処分	処分に向け、関係者と調整する。	消防団本部
C2	処分	処分に向け、関係者と調整する。	消防団本部
C2	処分	処分に向け、関係者と調整する。	消防団本部
C2	処分	処分に向け、関係者と調整する。	消防団本部
C1	存続	定期的に点検を行い予防保全に取り組む。経過年数等を踏まえ計画的に改修を行う。建替え等は、今後の消防団員数の推移による団編成を考慮し検討を行う。	消防団本部
A1	存続	定期的に点検を行い予防保全に取り組む。経過年数等を踏まえ計画的に改修を行う。建替え等は、今後の消防団員数の推移による団編成を考慮し検討を行う。	消防団本部
B1	存続	定期的に点検を行い予防保全に取り組む。経過年数等を踏まえ計画的に改修を行う。建替え等は、今後の消防団員数の推移による団編成を考慮し検討を行う。	消防団本部
A1	存続	定期的に点検を行い予防保全に取り組む。経過年数等を踏まえ計画的に改修を行う。建替え等は、今後の消防団員数の推移による団編成を考慮し検討を行う。	消防団本部
B1	存続	定期的に点検を行い予防保全に取り組む。経過年数等を踏まえ計画的に改修を行う。建替え等は、今後の消防団員数の推移による団編成を考慮し検討を行う。	消防団本部
B1	存続	定期的に点検を行い予防保全に取り組む。経過年数等を踏まえ計画的に改修を行う。建替え等は、今後の消防団員数の推移による団編成を考慮し検討を行う。	消防団本部
C2	処分	処分に向け、関係者と調整する。	消防団本部

資料 施設ごとの今後の対応方針

施設番号	施設名	所在地	複合・併設施設	施設総延床面積(m ²)	代表建築年月	構造
9227	県主分団第1部機庫	門田町 745-5		49.20	S53.12	S
9228	県主分団第1部分機庫(旧第2部機庫)	門田町 466-1		49.20	不明	W
9229	県主分団第2部機庫	西方町 771-6		49.20	S51	S
9230	県主分団第1部分機庫	門田町 3890-5		49.20	S55.10	CB
9231	県主分団第2部分機庫	門田町 5502-1		49.20	S58.3	CB
9232	木之子分団第1部機庫	木之子町 587-4		49.20	S58.2	S
9233	木之子分団第2部機庫	木之子町 2568-4		49.20	S57.8	S
9234	木之子分団第3部機庫	木之子町 445-4		61.80	H1.3	S
9235	木之子分団第3部分機庫	木之子町 5484-6		4.95	S3.1	S
9236	荏原分団第1部機庫	東江原町 2619-2		23.10	S35.12	S
9237	荏原分団第2部機庫	神代町 1899-3		49.20	S57.12	S
9238	荏原分団第3部機庫	東江原町 3104-1		49.20	H9.10	S
9239	荏原分団第1部分機庫	東江原町 4293-1		28.00	S30.1	W
9240	荏原分団第3部分機庫	東江原町 1076-4		28.00	S31.1	W
9241	西江原分団第1部機庫	西江原町 1809-1		49.20	S56.7	S
9242	西江原分団第2部機庫	西江原町 3528-9		48.00	不明	S
9243	西江原分団第3部機庫	西江原町 628-1		42.00	S45	CB
9244	西江原分団第4部機庫	西江原町 2639-4		44.60	S51	CB
9245	西江原分団第1部分機庫	西江原町 1403-4		49.00	不明	W
9246	西江原分団第2部分機庫	西江原町 5397-6		46.44	S49.11	S
9247	野上分団第1部機庫	野上町 2754-3		49.20	S52.12	S
9248	野上分団第2部機庫	野上町 4568		48.00	S45.10	S
9249	野上分団第1部分機庫	野上町 1043-3		48.00	S55.8	CB
9250	青野分団第1部機庫	青野町 618-2		49.20	S52.12	S
9251	青野分団第2部機庫	青野町 2592-1		49.20	S53.1	S
9252	青野分団第3部機庫	青野町 1430-6		49.20	S57.8	S

資料 施設ごとの今後の対応方針

施設番号	施設名	所在地	複合・併設施設	施設総延床面積(m ²)	代表建築年月	構造
9254	芳井第一分団第1部機庫	芳井町吉井 624		81.34	H9.11	W
9255	芳井第一分団第2部機庫	芳井町吉井 2545		60.36	H4.11	W
9256	芳井第一分団第3部機庫	芳井町与井 37-3		60.36	H7.12	W
9257	芳井第一分団第4部機庫	芳井町梶江 340-1 地先		60.36	H8.12	W
9258	芳井第一分団第1部分機庫	芳井町宇戸川 2154-4		57.62	H7.2	W
9259	芳井第一分団第5部機庫	芳井町川相 1391	(併)川相コミュニティハウス	45.00	S51.2	S
9260	芳井第二分団第1部分機庫	芳井町種 602-2		29.81	S54.12	S
9261	芳井第二分団第1部機庫	芳井町花滝 2738-4		56.00	S49.12	W
9262	芳井第二分団第2部機庫	芳井町種 992-2		69.14	H9.11	W
9263	芳井第二分団第3部機庫	芳井町池谷 1549-1	(併)池井コミュニティハウス	29.81	S52.11	S
9264	芳井第二分団第4部分機庫	芳井町下嶋 1702-3		67.50	H11.3	W
9265	芳井第二分団第4部機庫	芳井町下嶋 1702-1		67.50	H14.2	W
9266	芳井第二分団第5部機庫	芳井町上嶋 389-4		67.50	H16.12	W
9267	芳井第二分団第6部機庫	芳井町西三原 1299-1	(併)芳井公民館三原分館	48.00	H16.12	W
9268	旧三原分団第1部機庫	芳井町東三原 3298-5	(併)村入コミュニティハウス	29.81	S54.3	S
9269	旧美星方面団本部機庫	美星町三山 1055	(併)美星支所庁舎、美星図書館	223.13	H7.3	S
9270	美星第一分団第1部機庫	美星町星田 1489-5		28.63	S59.3	W
9271	美星第一分団第2部機庫	美星町西水砂 473-6		54.33	S57.12	W
9272	美星第一分団第3部機庫	美星町黒忠 2689-1		61.73	S55.3	W
9273	美星第一分団第4部機庫	美星町黒忠 2879-3		66.26	H16.12	S
9274	美星第一分団第1部分機庫	美星町黒木 459-3		49.91	S53.3	W
9275	美星第二分団第1部機庫	美星町三山 1039-3	(併)旧専売公社	66.30	H9.2	W
9276	旧美星第二分団第2部機庫	美星町東水砂 819-3		50.45	S59.3	W
9277	旧美星第二分団第3部機庫	美星町烏頭 232		49.90	S51.12	W
9278	美星第二分団第2部機庫	美星町宇戸谷 2079		63.06	S57.12	W
9279	美星第二分団第3部機庫	美星町明治 4655-15		54.75	S56.3	W

資料 施設ごとの今後の対応方針

施設番号	施設名	所在地	複合・併設施設	施設総延床面積(m ²)	代表建築年月	構造
9280	旧美星第二分団第6部機庫	美星町明治 1531-1		49.91	S52.12	W
9281	消防団倉庫	七日市町 3216	(併)井原消防署	26.37	H30.11	S
9301	中町水防倉庫	井原町 1114-1	(併)倉庫(旧給食センター)、石けんハウス	16.33	不明	S
9302	高屋上水防倉庫	高屋町 2462-3	(複)高屋分団第4部機庫	25.21	S59.12	S
9303	高屋下水防倉庫	高屋町 765-先		11.70	不明	W
9304	向山水防倉庫	西方町 1502-21		33.29	不明	W
9305	木之子水防倉庫	木之子町 683-3		33.02	R3.2	LGS
9306	青木水防倉庫	東江原町 173-4		34.66	R2.1	LGS
9307	旧農協県主倉庫	門田町 745-10		60.00	H9.11	S
9308	相原倉庫(大江倉庫)	大江町 1283-1		452.90	S56.11	S
9309	倉庫(旧給食センター)	井原町 1114-1	(併)中町水防倉庫、石けんハウス	492.24	S40.4	S

《9》供給処理施設

施設番号	施設名	所在地	複合・併設施設	施設総延床面積(m ²)	代表建築年月	構造
12101	一般廃棄物埋立処分場	高屋町 5090		87.00	H2.6	RC

《10》病院施設

施設番号	施設名	所在地	複合・併設施設	施設総延床面積(m ²)	代表建築年月	構造
16101	井原市立井原市民病院	井原町 1186		12,858.33	H16.2	RC
16102	井原市立井原市民病院公舎	井原町 1252-1		1,092.00	H12.6	RC

施設評価 類型	今後の 対応方針	今後の対応方針の実現に向けた取組	所 管 部 署
B1	存続	定期的に点検を行い予防保全に取り組む。経過年数等を踏まえ計画的に改修を行う。格納中の車両廃車の際、関係者と施設の今後の方針を調整する。	消防団本部
A1	存続	定期的に点検を行い予防保全に取り組む。経過年数等を踏まえ計画的に改修を行う。	消防団本部
C1	存続	定期的に点検を行い予防保全に取り組む。経過年数等を踏まえ計画的に改修を行う。	建設課
B1	存続	定期的に点検を行い予防保全に取り組む。経過年数等を踏まえ計画的に改修を行う。	建設課
C1	存続	定期的に点検を行い予防保全に取り組む。経過年数等を踏まえ計画的に改修を行う。	建設課
C1	存続	定期的に点検を行い予防保全に取り組む。経過年数等を踏まえ計画的に改修を行う。	建設課
A1	存続	定期的に点検を行い予防保全に取り組む。経過年数等を踏まえ計画的に改修を行う。	建設課
A1	存続	定期的に点検を行い予防保全に取り組む。経過年数等を踏まえ計画的に改修を行う。	建設課
A2	現状使用	定期的に点検を行い予防保全に取り組み、安全な限り使用する。 (外壁改修/R14/2,000千円)	環境企画課
C2	現状使用	定期的に点検を行い予防保全に取り組み、安全な限り使用する。	総務課
C3	現状使用	定期的に点検を行い予防保全に取り組み、安全な限り使用する。	総務課

施設評価 類型	今後の 対応方針	今後の対応方針の実現に向けた取組	所 管 部 署
B1	存続	定期的な点検、調査などの予防保全により、適正に維持管理する。※廃棄物の受入停止後、最低2年間は継続する必要がある施設	環境企画課

施設評価 類型	今後の 対応方針	今後の対応方針の実現に向けた取組	所 管 部 署
A1	存続	定期的に点検を行い予防保全に取り組む。経過年数等を踏まえ計画的に改修を行う。	市民病院
A1	存続	定期的に点検を行い予防保全に取り組む。経過年数等を踏まえ計画的に改修を行う。	市民病院

《 1 1 》医療施設

施設番号	施設名	所在地	複合・併設施設	施設総延床面積(m ²)	代表建築年月	構造
8101	井原市美星国保診療所	美星町大倉 2467-4		715.60	H26.3	S
8102	明治診療所	芳井町種 849		116.36	S56.3	RC
8103	共和診療所	芳井町下鳴 2543-1		106.44	S54.1	RC

《 1 2 》その他施設

施設番号	施設名	所在地	複合・併設施設	施設総延床面積(m ²)	代表建築年月	構造
13101	井原駅	七日市町 944-5		1,137.38	H10.6	RC
13102	井原バスセンター	井原町 700-1		395.43	H27.3	S
13103	いづえ駅	下出部町 285-3		10.80	H10.12	RC
13104	子守唄の里高屋駅	高屋町三丁目 5-1		52.08	H10.12	CB
13105	石けんハウス	井原町 1114-1	(併)中町水防倉庫・倉庫(旧給食センター)	65.76	S45.2	S
13106	芳井町特産品直売所(トイレ)	芳井町吉井 4110-1		11.87	H2.12	W
13107	星田揚水機場	美星町黒木 1217		280.00	S59.12	RC
13108	竜王山広場トイレ	美星町明治 4259-13		17.05	不明	CB
13153	旧明治小学校	芳井町種 522		2,228.00	S53.9	RC
13200	いばらぐらしお試し住宅(美星)	美星町三山 366-1		175.89	S53	W

施設評価 類型	今後の 対応方針	今後の対応方針の実現に向けた取組 (計画期間内の対策内容/実施時期/対策費用)	所 管 部 署
A2	存続	定期的に点検を行い予防保全に取り組む。経過年数等を踏まえ計画的に改修を行う。	市民課
C2	処分	処分に向け、関係者と調整する。	健康医療課
C1	存続	定期的に点検を行い予防保全に取り組む。経過年数等を踏まえ計画的に改修を行う。	健康医療課

施設評価 類型	今後の 対応方針	今後の対応方針の実現に向けた取組 (計画期間内の対策内容/実施時期/対策費用)	所 管 部 署
B2	存続	定期的に点検を行い予防保全に取り組む。経過年数等を踏まえ計画的に改修を行う。	都市施設課
A2	存続	定期的に点検を行い予防保全に取り組む。経過年数等を踏まえ計画的に改修を行う。	企画振興課
A1	存続	定期的に点検を行い予防保全に取り組む。経過年数等を踏まえ計画的に改修を行う。	都市施設課
A1	存続	定期的に点検を行い予防保全に取り組む。経過年数等を踏まえ計画的に改修を行う。	都市施設課
C2	現状使用	定期的に点検を行い予防保全に取り組み、安全な限り使用する。	市民活動推進課
B2	譲渡	施設を有効に利用できる民間等への譲渡に向け調整する。	芳井振興課
B1	存続	定期的に点検を行い予防保全に取り組む。経過年数等を踏まえ計画的に改修を行う。	美星振興課
C2	現状使用	定期的に点検を行い予防保全に取り組み、安全な限り使用する。	美星振興課
C2	処分	引き続き貸付を行い、その利用が終了した時点で、処分調整する。	生涯学習課
B1	現状使用	定期的に点検を行い予防保全に取り組み、安全な限り使用する。	企画振興課

資料 施設ごとの年度別の対策内容と対策費用

第2章、3. 施設ごとの今後の対応方針、(3) 施設ごとの年度別の対策内容と対策費用は、下記のとおりです。

●資料の解説

用途別区分	施設の用途別区分を記載しています。
施設番号	各施設に設定した番号を記載しています。
施設名	施設名称を記載しています。
対策内容	本計画策定時点で予定している対策内容になります。
対策費用	本計画策定時点での試算額になります。

用途別区分	施設番号	施設名	令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度	
			対策内容	対策費用 (千円)	対策内容	対策費用 (千円)	対策内容	対策費用 (千円)	対策内容	対策費用 (千円)
《1》市民文化系施設	1101	アクティブライフ井原	空調改修	28,000	舞台照明LED化等	124,410	床改修 非常用発電設備更新	1,743 25,960		
	1102	芳井生涯学習センター			空調改修	70,950	舞台照明LED化等	91,839	外壁改修	21,450
	1105	市民活動センター					外壁改修	8,470		
	1107	井原市ふれあいセンター					建築設計	7,480	大規模改修	199,465
	1118	野上公民館	トイレ改修	2,000						
	1120	西江原公民館							建築設計	12,688
	1201	井原市民会館			外壁修繕	75,460	屋根防水改修	30,000	非常用発電設備更新等	34,000
《2》社会教育系施設	2101	井原図書館								
	2201	平柳田中美術館								
	2205	井原市美星天文台			空調更新	2,400				
《3》スポーツ・レクリエーション系施設	3101	陸上競技場								
	3102	井原リフレッシュ公園 (動のゾーン)			観覧席改修	2,500				
					空調改修	3,800				
	3103	運動公園野球場								
	3105	井原体育館			空調整備	146,040				
	3106	井原市B & G井原海洋センター	塗装・屋根防水	52,602						
	3108	弓道場			床改修・外壁塗装	10,200				
	3116	芳井体育館								
	3118	井原市B & G美星海洋センター	建築設計	3,500	屋根・内装改修	39,435				
3203	子守唄の里 「わくわくドラゴンハウス」	屋根修繕	2,100							

令和9年度		令和10年度		令和11年度		令和12年度		令和13年度		令和14年度	
対策内容	対策費用 (千円)	対策内容	対策費用 (千円)	対策内容	対策費用 (千円)	対策内容	対策費用 (千円)	対策内容	対策費用 (千円)	対策内容	対策費用 (千円)
		外壁改修	65,092	空調改修	18,550			空調改修	21,630		
蓄電システム更新	4,000			非常用発電設備更新等	25,960	空調改修	18,550			屋根改修	32,918
トイレ改修	6,270										
		空調改修	1,800			空調改修	4,328				
大規模改修	338,357										
空調更新	54,363	天井改修	40,000							別館室内改修等	11,000
		建築設計	45,000	建替工事	1,200,000						
										外壁防水修繕	25,000
										屋根防水・外壁修繕等	40,500
				大規模改修	78,000						
						グラウンド整備	86,200				
		内外野整備	83,000								
		床改修	32,000	非常用発電更新	10,000						
				空調改修	60,000						
		外壁塗装	7,000	天井修繕	4,000						
		屋根防水	15,465								
						外壁塗装・空調更新	50,000				

資料 施設ごとの年度別の対策内容と対策費用

用途区分	施設番号	施設名	令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度	
			対策内容	対策費用 (千円)	対策内容	対策費用 (千円)	対策内容	対策費用 (千円)	対策内容	対策費用 (千円)
《4》産業系施設	4101	井原市地場産業振興センター	空調改修	10,000			空調改修	8,701	屋根防水	7,200
									空調改修	10,659
	4102	井原市地域農産物総合交流センター			屋根防水	20,379				
	4104	井原市働く婦人の家			屋根防水	5,400				
《5》学校教育系施設	5202	大山塾								
	5203	井原市学校給食センター								
	5204	井原市学校給食美星調理場								
《6》子育て支援施設	6114	甲南保育園					遊戯室床等修繕	7,861		
	6115	芳井保育園					床修繕	1,639		
	6201	井原児童会館					外壁塗装等	25,750		
	6203	木之子児童会館								
《7》保健・福祉施設	7103	特別養護老人ホーム 星の郷								
	7105	井原市やすらぎセンター								
	7401	井原保健センター			屋根防水	5,600				
	7501	健康増進福祉施設（A S U W A）	天井・壁修繕	4,170			屋根防水	4,323		
《8》行政系施設	9101	井原市役所本庁舎	非常用発電設計	2,500	非常用発電設備更新	94,600	外壁改修	75,000		
	9102	芳井支所庁舎								
	9103	美星支所庁舎	屋根防水	5,500	非常用発電設備更新	21,780				
	9301	中町水防倉庫								
	9303	高屋下水防倉庫	解体・建替	4,829						
	9304	向山水防倉庫			解体・建替	12,606				
	9307	旧農協県主倉庫								
《9》供給処理施設	12101	一般廃棄物埋立処分場								
《10》病院施設	16101	井原市立井原市民病院			屋根防水	61,590		外壁改修	102,650	
《11》医療施設	8101	井原市美星国保診療所								
	8103	共和診療所								

令和9年度		令和10年度		令和11年度		令和12年度		令和13年度		令和14年度	
対策内容	対策費用 (千円)	対策内容	対策費用 (千円)	対策内容	対策費用 (千円)	対策内容	対策費用 (千円)	対策内容	対策費用 (千円)	対策内容	対策費用 (千円)
				空調改修	16,800	空調改修	23,800				
								外壁改修	7,248		
		空調設置	20,930								
		空調設置	10,395								
屋根防水・外壁塗装	18,967										
						外壁塗装等	10,000				
				空調改修	63,700					屋根防水・外壁修繕	72,800
		空調改修	41,370			屋根防水・外壁修繕	47,280				
		空調改修	52,500			市民サロン天井改修	11,440			床改修	37,000
		屋上防水	11,820								
				陸屋根防水	6,250						
		解体・建替	6,112								
										外壁改修	2,000
						浸出水処理施設解体	30,000				
								医師住宅改修	13,855		
		屋根防水・外壁塗装	5,000								

